

平成22(2010)年4月から 国民健康保険税が軽減されます。

■対象者

離職の日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
- (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）
として失業等給付を受ける方です。

■軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

■軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

■制度が始まる前の失業

制度が始まる前1年以内（平成21(2009)年3月31日以降）に離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険税が軽減されます。
※ただし、平成21(2009)年度の保険税は対象となりません。ご了承ください。

軽減を受けるには申請が必要です。

制度の詳しい説明は、役場住民課税務保険係（国民健康保険担当）

電話2-3406番へお尋ねください。

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や
“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）を
された方へ

国民健康保険一部負担金減免制度

奥尻町国民健康保険では、失業、休廃業、自然災害などにより収入が著しく減少し、保険医療機関などに支払う一部負担金を支払うことが一時的に困難なときに一部負担金の支払いを減免（減額、免除または徴収猶予）することができるとしていますが、この度、生活困難な場合の具体的認定基準を定めました。

※国民健康保険税に滞納があるとき、売却可能な相当額の資産を有するとき、虚偽の申請をしたときや事実確認ができない場合は対象になりません。

○減免の期間

減額、免除、または徴収猶予が決定された開始月から原則3ヶ月以内。

ただし、引き続き減免等の理由が存在すると認められるときは、申請により、さらに3ヶ月以内を限度として行うことができます。

○生活困難な場合の認定の基準と率

申請された方の世帯の過去3ヶ月の平均実収月額と生活保護基準生活費とを比較して行い、一部負担金の全額免除、一部負担金額のそれぞれ20%、40%、60%の減額と生活困難状況に応じて適用します。

【全額免除の例】

- ・65歳 夫 年金収入のみ（年間80万円、月額66,666円）
- 63歳 妻 年金収入のみ（年間50万円、月額41,666円）の二人世帯（預貯金等なし）の場合
- 平均実収月額 108,332円…①
- 生活保護基準 第一類生活扶助27,980円×2人 = 55,960円…②
- 第二類（4月～10月） 37,250円…③
- 住民税非課税世帯の患者負担限度額 35,400円…④

※①の平均実収月額108,332円が生活保護基準生活費に患者負担限度額を加えた金額128,610円（②+③+④）を下回るため、免除基準を満たしますが、預貯金などの資産の保有状況や国保税の完納状況等により判断します。

◆詳しいことについては、住民課税務保険係（☎2-3406）へお問い合わせください。